

仮設トイレ汲取り依頼書記入上の注意について

仮設トイレの収集は、別紙「仮設トイレ汲取り依頼書」を返送して頂いてからの手配となります。

収集できる地域は、安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町の4町全域、広島市東区のうち、福田、馬木、温品、上温品の各地域と広島市安芸区全域となります。

地域によっては、毎日作業をしていませんので、収集予定日を事前に確認し、余裕を持って申し込みをしてください。

返送して頂く書類は下記の2点となります。

1:「仮設トイレ汲取り依頼書」は必要事項をご記入してください。

2:「設置場所地図」は仮設トイレの設置場所が分かるものをお願いします。

※ 汲取り作業が出来るよう、仮設トイレ汲取り口周辺は片付けておいてください。

※ 「仮設トイレ汲取り依頼書」中に[中間・最終]とありますが、以下の要領でご記入願います。

中間 : 今回以降も汲取りを継続される場合

最終 : 1回限りの汲取りを依頼される場合(イベントで使用される等)

: 撤去などで最後の汲取りを依頼される場合

※ 同じ場所の仮設トイレの収集申込は電話にてお受けできます。

仮設トイレを移動、追加した場合はその旨、申し出てください。

別場所の場合には、再度、依頼書にてお申し込みをお願いします。

連絡先 業務課直通 TEL:082-885-2534 FAX:082-885-2572

受付時間 平日 8時30分から17時30分まで

※ 土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始(12月29日から1月3日)は閉庁日です。

受付及び収集作業は行っていませんのでご注意ください。